

多様な入札制度の例

1 公募型指名競争入札

(1) 概要

建設業者の入札参加意欲と技術的適性を反映させる方式で、発注者は指名業者の選定に先立って、工事の施工に係る技術的適性を把握するための技術資料の提出を求める範囲を決定し、提出があった中から指名業者を選定する。

(2) 手続き（平成6年6月 建設省）

- ① 発注者が指名基準を踏まえて技術資料の提供を求める対象者の範囲を決定
- ② 技術資料収集に関する揭示を行い、技術資料等を作成し提出するよう求める
※揭示事項：「工事概要」「技術資料の作成・提出方法」「技術資料の提出を求める対象者に関する事項」「その他必要な事項」
※技術資料：「施工実績」「配置予定の技術者」「施工計画」「その他必要な事項」の中から、工事の特性に応じて発注者が選択する
- ③ 技術資料の提出
- ④ 技術資料の審査を行う（必要に応じて「技術審査会」を設置）
- ⑤ 審査結果を踏まえて技術資料提出者に指名・非指名を通知
- ⑥ 指名業者による入札

(3) 効果

受注者の技術や受注意欲を発注者が指名に反映できる（発注者の一方的な指名ではない）ことから、受注者側の意欲や入札参加機会の公平性が保持され、また発注者は信頼できる業者から応募され指名できる。

(4) 実施例

○国土交通省

平成6年度より、「地方建設局の所掌する工事で、工事規模が概ね2億円以上7億5千万円未満（平成16年度から7億3千万円）の工事」を対象に実施。その後、一般競争入札の拡大（平成20年度より工事規模6千万円以上）と工事希望型競争入札の実施（平成17年10月）により、現在ではほとんど活用されなくなっている。

○東京都青梅市

・対象となる工事：

- ① 市内に本店、支店または営業所がある業者（市内業者）を対象とした設計金額1件1,000万円以上1億5千万円未満の土木工事
- ② 市内業者を対象とした1件1,000万円以上1億5千万円未満の建築工事のうち、競争入札等審査委員会が公募型指名競争入札に付すことが妥当と認めたもの

○鳥取県米子市

・対象とする工事：

予定価格1億5千万円以上の工事。ただし、他工事との調整が複雑、高度な技術力を要する、工事量が大规模、その他建設業者等指名審査委員会が必要と認めた工事は、予定価格が1億5千万円を下回る場合であっても、対象とすることができる。

2 工事希望型指名競争入札

(1) 概要

建設業者の入札参加意欲と工事の施工に係る技術的適性を把握するための方式で、発注者は指名業者の選定に先立って、工事の施工に係る技術的適性を把握するための技術資料の提出を求める業者を決定し、提出があった中から指名業者を選定する。

(2) 手続き（平成7年3月 建設省）

- ① 発注者が指名競争資格認定業者の中から、希望する工事内容（資格審査時に提出済）、工事の規模、地域的特性を勘案して、技術資料の提供を求める業者を10数社から20社程度選択する
- ② 選択した業者に次の資料を送付し、工事受注希望がある場合には技術資料等を作成し提出するよう求める

「工事概要」「技術資料の作成・提出」「実施上の留意事項」「その他必要な事項」

※技術資料は「施工実績（工事成績評定通知書を含む）」「配置予定の技術者」の中から、工事の特性に応じて発注者が選択する

- ③ 技術資料の審査
 - ④ 審査結果を踏まえて、「入札・契約手続運営委員会」の決定を経て指名・非指名を通知
 - ⑤ 指名業者による入札
- (3) 効果
- ・相当数の業者を選定するため、競争性が確保される（相当数が確保されない場合は、公募型指名競争入札の手続に移行できる）
 - ・発注者の業者選定と業者の受注意欲が一致しない可能性がある

(4) 実施例

○国土交通省

平成7年度から、「地方整備局等の所掌する工事で、工事規模が概ね1億円以上2億円未満の工事」を対象に実施。平成17年より、「**工事希望型競争入札**」に移行（あらかじめ定めた条件を満たす入札参加希望者はすべて参加を認める方式で、発注者の指名という裁量行為がない）

○鳥取県米子市

対象工事に申し込みがあった場合は、資格を有する者をすべて指名する。ただし、申込者数が指名基準数を超える場合は、工事成績などを基に審査を行い、下位から2割を非指名とする（指名基準数を限度とする）。

3 拡大型指名競争入札

(1) 概要

公募を併用した指名競争入札方式で、有資格者で競争参加資格要件（指名基準）を満たす者を全者指名するとともに、当該指名業者以外を対象に競争参加者を公募し、資格が確認されたすべての者に対し、入札参加を認めるもの。東日本高速道路株式会社が入札不調対策として実施。

(2) 目的

入札不調となる恐れの高い工事について、指名競争入札により確実な競争参加

者を確保するとともに、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで競争性の拡大を図り、調達の実確性を高める

(3) 効果

- ・入札者が1者であっても開札を執行できる
- ・開札の結果、有効な入札が1者である場合であっても落札者決定をすることができる

(4) 実施例

- ・北陸自動車道 長岡管内標識改良工事（標識板撤去・取替）
- ・指名業者数：72社

4 リバースオークション

(1) 概要

リバースオークションの実施を委託された会社が開設する Web 上において、発注機関の品質基準を満たす資材を供給可能と認められた入札参加者間で、「せり下げ方式」で入札を行うもの。東日本高速道路株式会社が導入。

(2) 目的

- ・競争相手がわからない電子入札を用いることにより、資材購入価格及び購入先の決定プロセスの透明性を確保
- ・入札参加者の営業コストが削減できることによる入札価格の低減
- ・入札参加者が在庫や受注意欲等各社の事情に基づき、複数回の入札を行う、せり下げによる価格低減

(3) リバースオークションへの参加要件

① 実績

ガードレール又は鋼材製品（鋼板）に関して、設計数量の5割以上の取り扱い実績があること

② 品質

- ・材料は新品とし、J I S規格（日本工業規格）に適合するもの、またはこれと同等品以上の品質を有すること

- ・ J I S または設計図書に規定された強度特性・形状・寸法・仕上がり等を満足すること
 - ・ J I S に基づく生産方法、作業方法、検査方法等の証明ができること
- ③ 施工時のサービス提供
- ・ 施工時に必要な技術指導
 - ・ 不具合が発生した場合に、現場における原因究明及び対策を、施工者とともに必要な人員を速やかに提供し協力

5 コストオン方式

(1) 概要

工事請負業者が任意に建設資材を調達する工事の契約方法と異なり、発注機関が建設資材の価格及び調達先を指定して、発注機関と工事請負業者及び建設資材購入先の3者により、建設資材の調達に関する協定を締結し、それに基づいて工事を実施する方式。東日本高速道路株式会社が試行。

(2) 目的

- ・ 資材の検査、支払、在庫管理の省略により発注機関の業務の効率化が図られる
- ・ 3者協定に基づき、建設資材の検査、支払い、管理は、工事請負業者及び購入指定を受けた建設資材納入業者の2者により行うことから、時間的ロスが軽減でき、工事施工の効率化が図られる。

6 リバースオークションを活用した資材購入先選定とコストオン方式による工事発注の試行

(1) 実施機関・施行時期

東日本高速道路株式会社（平成19年度）

(2) 概要（次ページ参照）

- ① リバースオークションを活用した資材購入先の選定
建設資材：道路用防護柵（ガードレール）数量 約3万メートル
- ② コストオン方式による工事発注

- ・①で決定した入札価格及び資材購入先を工事の設計図書で指定する
- ・東日本高速道路株式会社・資材購入先・工事請負業者の3者による協定を締結したうえで工事を実施する

(3) 試行対象工事

北海道横断自動車道 占冠西舗装工事、占冠東舗装工事(北海道勇払郡占冠村)